



## < 最近の話題 > (規制改革推進会議)規制改革推進に関する答申から

政府の規制改革推進会議は5月27日に答申をまとめ、公表されていますので、その中から保険薬局・薬剤師に係る項目について抜粋して紹介します。

### 【オンライン診療・服薬指導のさらなる推進】

- ★オンライン服薬指導についての新型コロナウイルス感染症を受けた特別措置（新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特別的な取り扱いについて[0410通知]）の恒常化を実現する（措置済み）。具体的には
  - ・原則対面による服薬指導を、患者の求めに応じて対面・オンラインのいずれでもできる。
  - ・処方箋については、医療機関から薬局へのFAX等による処方箋情報の送付及び原本の郵送が徹底されことを前提に、薬局に原本を持参することが不要であることを明確化する。
- ★薬局に所属する薬剤師による薬局以外の場所（薬剤師の自宅等）におけるオンライン服薬指導について、薬剤師自身が実施可能と判断する場合には実施できることとする。（引き続き検討を進め、22年度上期措置）

### 【薬剤師の地域における対人業務の強化（対物業務の効率化）】

- ★薬局における調剤業務のうち、一定の薬剤に関する調剤業務を患者の意向やニーズを尊重しつつ、当該薬局の判断により外部に委託して実施することを可能とする方向で、以下の論点を中心に具体的検討を進める。
  - ・委託可能な調剤業務の対象
  - ・委託先の範囲
  - ・委託元-委託先の役割分担及び責任関係の在り方
- ★薬局において配置が必要な薬剤師の員数に関する規制の在り方の見直しに向け、課題を整理する（22年度措置）

### 【医療人材の不足を踏まえたタスクシフト/タスクシェアの推進】

- ★在宅医療を受ける患者宅において必要となる点滴薬剤の充填・交換や患者の褥瘡への薬剤塗布といった行為を、薬剤師が実施することの可否に関し、その必要性等の課題について整理を行う。（22年度以降継続的に措置）



調剤の外部委託に関し、厚労省の「薬局薬剤師の業務及び薬局の機能に関するワーキンググループ(WG)」は、6月23日に、対象業務を当面は一包化に限定する形を大筋でまとめました。今後は薬機法の改正を含め検討

## < お役立ち情報 > 経口 GLP-1 受容体作動薬の服用方法は確実に指導すること！

2型糖尿病治療薬の経口 GLP-1 受容体作動薬セマグルチド（リベルサス<sup>®</sup>錠）は、ペプチドのバイオ医薬品を初めて経口製剤化した薬剤であり、吸収促進剤であるサルカプロザートナトリウム（SNAC）を添加することで、多量体を形成したセマグルチドを単量体へと変化させるとともに、pH を局所的に上昇させ、蛋白分解酵素による分解を抑え、吸収を高めることで経口投与を可能としています。このように、胃でのSNACによる作用を十分に発揮させるために、服用方法が特殊になっており、薬剤を有効に作用させるためにも服薬指導が特に重要です。

【服用方法】1日の最初の食事又は飲水の前に、コップ約半分の水（約120mL以下）とともに服用し、服用後30分以上は飲食及び他の薬剤の服用を避けなければならない。

※要するに、服用する前には食事はもちろんのこと水も飲まない状態で、服用時の水の量も120mL以下であることが必要です。その理由は、食後投与ではほとんど吸収されず、水分摂取が多すぎても十分な効果が期待できないことが開発段階で認められているためです。

また、砕いたり噛んだりして服用しないことも重要です。

※ビスホスホネート製剤も吸収が悪いため、起床時に十分量の水（約180mL）で服用し、服用後は少なくとも30分は横にならず、水以外の飲食並びに他の薬剤の経口摂取を避けるとの制限がありますが、リベルサス錠との大きな違いは、服用時の水の量です。



## 2022年度 第1回医療安全管理研修のお知らせ

7月19日(火)から7月30日(土)まで全社医療安全管理研修の動画を下記にて公開しますので、期日までに受講をお願い致します。

### ◇【動画内容と視聴方法】

共有すべきヒヤリ・ハット事例 -2021年の日本医療機能評価機構への報告事例から- (約15分程度)

講師：学術部長 藤原邦彦

当社HPから「企業情報」⇒「オンデマンド研修」

⇒パスワード「Lively5565」⇒「令和4年度 医療安全管理研修」

### ◇【視聴確認について】

動画を視聴した後、参加確認表に名前を記載してください。

**全員視聴した時点で、責任者の方より盛岡オフィスにFAXをお送りください。**

(FAX送信期限：8月8日(月)17:00まで)